

広島市業務継続計画

(自然災害対策編)

令和6年(2024年)3月改定

(平成27年3月策定)

広島市

目 次

第1	業務継続計画の基本的な考え方	1
1	業務継続計画作成の背景	1
2	業務継続計画の目的	1
3	業務継続計画の位置づけ	2
4	対象組織	3
5	業務継続の基本方針	4
6	業務継続計画の発動と解除	4
第2	市域内の被害想定等	5
1	災害の想定	5
2	被害想定	5
第3	非常時優先業務の実施方針及び必要人員等	8
1	非常時優先業務の実施方針	8
2	開始目標時間	8
3	非常時優先業務等一覧	8
4	必要人員	10
第4	非常時優先業務の実施体制の確立	12
1	人的資源（職員）の確保	12
2	指揮命令系統の確立	20
第5	物的資源の確保	22
1	庁舎	22
2	電力	31
3	通信（固定電話・携帯電話）	33
4	防災行政無線	34
5	情報システム（電子メールを含む）	35
6	上下水道	37
7	ガス	38
8	執務環境	39
9	職員の生活環境（食料、毛布等）	40
10	消耗品（コピー用紙・トナー等）	41
第6	業務継続体制の確保等に係る今後の取組	42
第7	業務継続計画の継続的な改善	42
1	研修・訓練等（PDCA サイクルによる継続的改善）	42
2	課題解決に向けた協議・調整	42
3	市役所本庁舎及び各区役所以外の庁舎の業務継続マニュアル等の検討	42
4	国・県等との連携	43
	【参考資料】過去の災害で発生した他都市の被害状況等の事例	44

第1 業務継続計画の基本的な考え方

1 業務継続計画作成の背景

本市では、過去、東南海・南海地震や安芸灘・伊予灘を震源とする地震が繰り返し発生しており、平成13年(2001年)芸予地震では、広島県内で死者1人、負傷者193人、住家の被害3万7千棟以上の被害が発生している。

近年では、南海トラフなどの大規模地震の発生が危惧されていることから、本市域に影響を及ぼす地震・津波の想定とこれに基づく被害の予測を行い、震災対策の基礎資料とするため、平成25年度に広島県が公表した「広島県地震被害想定調査」を基に、行政区又は小学校区毎に地震・津波による危険度評価をした「広島市地震被害想定報告書(平成25年12月)」(以下「地震被害想定報告書」という。)をとりまとめた。

また、近年、全国的に暴風、豪雨、洪水、土石流、高潮等による災害が毎年のように発生しており、本市においても、平成26年(2014年)、平成30年(2018年)、令和3年(2021年)と相次いで大規模な豪雨災害が発生している。

このように、災害発生時の切迫度が高まっており、いつ起こるか分からない大規模災害発生時において、市役所の機能低下を最小限にとどめ、適切な業務執行体制を確保するため、「広島市業務継続計画」(以下「業務継続計画」という。)を作成する。

2 業務継続計画の目的

大規模災害発生時において、限られた人的・物的資源(職員、庁舎、ライフライン、情報システム等)を効率的に活用し、非常時優先業務の早期着手や業務レベルの向上を図り、市民の生命、身体、財産及び生活等を保護することを目的とする。

非常時優先業務とは、大規模災害発生時においても優先して実施すべき業務のことであり、具体的には、広島市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に基づく災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度が高い通常業務が対象となり、各局・区長等が定める。(図1「非常時優先業務のイメージ」参照。)

図1 非常時優先業務のイメージ

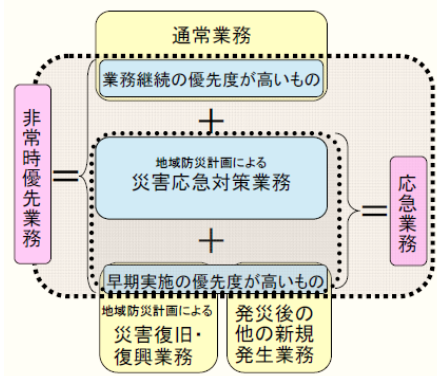
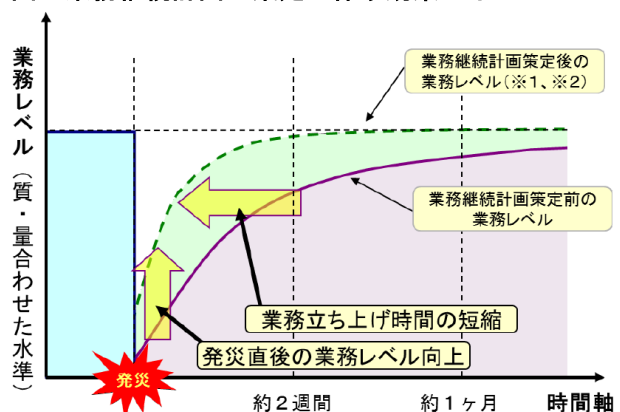


図2 業務継続計画の策定に伴う効果のイメージ



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルにも迅速かつ的確に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて業務継続計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

(内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(令和5年5月)」より)

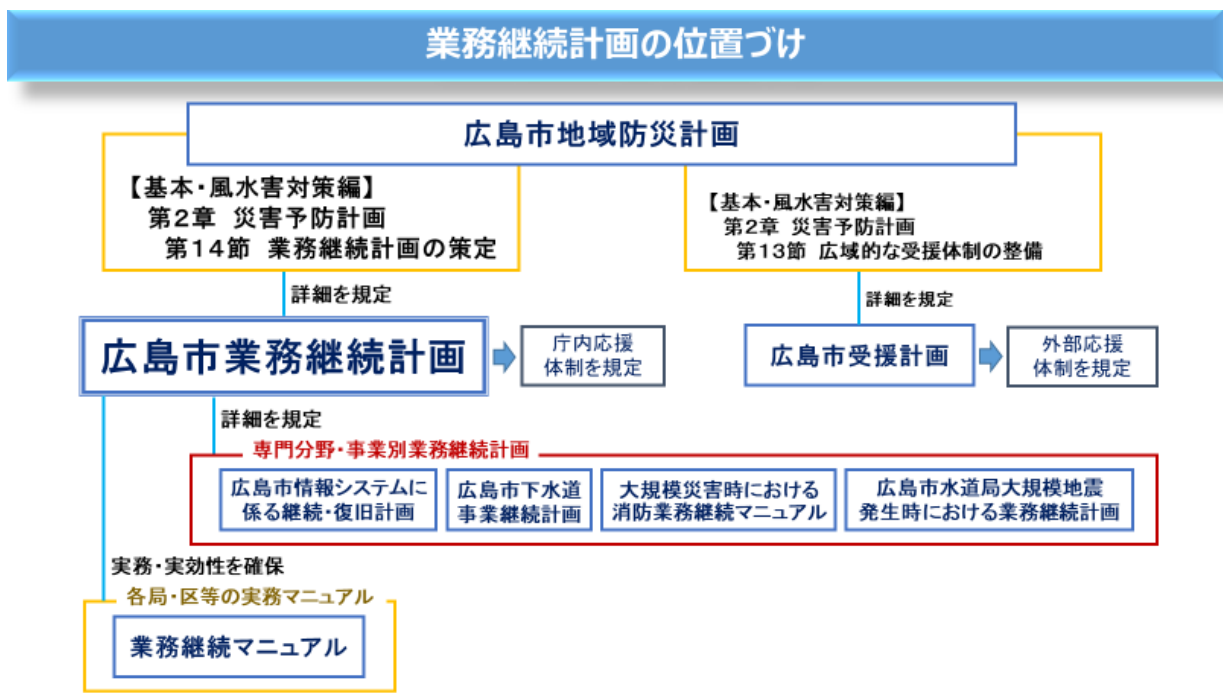
3 業務継続計画の位置づけ

本市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、広島市防災会議において地域防災計画を策定し、防災対策を総合的かつ計画的に実施している。地域防災計画は、市域並びに市民の生命、身体、財産及び生活等を災害から保護することを目的として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めている。

一方、業務継続計画は、本市自らも被災し、人、物、情報等の利用できる資源に制約がある状況下において行うべき業務の優先順位等を定めるとともに、その業務執行のために本市が必要とする人的・物的資源の確保の方策について定めることにより、地域防災計画の実効性を担保するものである。

また、各局・区等においては、大規模災害発生時に各所属において非常時優先業務を迅速かつ的確に実施できるよう、個別の課題への対応を含め、「業務継続マニュアル」を定めることとしている。

その他、大規模災害発生時の対応を、より具体的に定めた専門分野の事業別計画として「広島市情報システムに係る継続・復旧計画（ICT-BCP）（平成28年4月1日 企画総務局）」、「広島市下水道事業継続計画（令和3年3月改訂 下水道局）」、「大規模災害時における消防業務継続マニュアル（令和5年4月改正 消防局）」や「広島市水道局大規模地震発生時における業務継続計画（令和5年6月改訂 水道局）」を定めている。



【参考】広島市地域防災計画（基本・風水害対策編） 第2章

第14節 業務継続計画の策定

災害発生時において、限られた人的・物的資源（職員、庁舎、ライフライン、情報システム等）を効率的に活用し、災害応急対策業務及び業務継続の優先度が高い通常業務など「非常時優先業務」の早期着手や業務レベルの向上を図り、市民の生命、身体、財産及び生活等の保護を図るため、業務継続計画を策定する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなど、必要に応じて計画の改定を行う。

地域防災計画は、本市のみならず市民や地域団体、企業、防災関係機関も計画の対象としているが、業務継続計画は本市の業務について定める。

地域防災計画と業務継続計画の概要

項目	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	大規模災害発生時の限られた人的・物的資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画
行政の被災	被災は想定していない	被災により、人的・物的資源に制約がある状況を想定
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象 ・定性的に「すべきこと」を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務を対象 ・定量的に「いつ、どの時点で、どれくらいの人手で」業務を実施するのかを記載

4 対象組織

全部局 危機管理室、各局(10)、各区役所(8)、会計室、消防局、水道局、議会事務局、教育委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局

各局・区等によっては出先機関を保有しており、各々の固有の詳細な計画については各局・区等が策定している業務継続マニュアル等に定めるものとし、業務継続計画は、全体統括的な観点から定めるものとする。

5 業務継続の基本方針

地域防災計画に規定する防災業務実施上の基本理念の趣旨を踏まえ、大規模災害発生時における非常時優先業務については、次の基本方針に基づき業務の継続を図るものとする。

(1) 市民等の生命、身体、財産及び生活等を最優先で保護すること

市民等の生命、身体及び財産を保護するとともに、市民生活や経済活動等に係る被害を最小限にとどめるため、非常時優先業務を速やかに実施する。

(2) 必要資源の確保と適切な配分による行政機能の維持に努めること

市役所本庁舎、各区役所等が被災し、人的・物的資源の制約の下であっても非常時優先業務を実施するため、全庁横断的に資源を確保し、適切な配分を行い、限られた資源を効率的に活用することで行政機能の維持を図る。その際、非常時優先業務に資源を集中させるため、原則として業務継続の優先度の高い業務を除き、通常業務を停止する。

(3) 平常時から業務継続に係る取組を推進することにより業務継続体制の確保に努めること

大規模災害発生時の業務継続体制の確保には、職員一人一人が、災害時に担当する役割や人的・物的資源の制約の可能性について理解するとともに、必要な資源の確保を計画的に進める必要がある。そのため、各所属において平常時から研修・訓練等を通して職員的能力及び組織的な災害対応能力の向上を図るとともに、必要資源の確保に向け、計画的に課題解消に取り組む。

6 業務継続計画の発動と解除

(1) 発動

市域で震度 6 弱以上の地震を観測したときなど、災害対策本部（全員体制）を設置した際に自動発動する。そのほか、被害状況等から市長が必要と認めたときに発動する。

業務継続計画の発動中は、原則として業務継続の優先度の高い業務を除き、通常業務を停止する。

ただし、災害が鎮静化するなど状況変化により各局・区長等が通常業務を実施可能と認める場合は、この限りではない。

(2) 解除

市長は、業務継続計画の発動の必要がなくなったと判断したときは、発動を解除する。

ただし、解除後も災害復旧・復興業務など災害に関連する業務を優先しながら通常業務を行う。

第2 市域内の被害想定等

1 災害の想定

業務継続計画において想定する災害は、本市の地理的条件及び都市構造の特性並びに過去において発生した災害の態様を勘案し、概ね次のとおりとする。

(1) 台風や豪雨等による風水害（地域防災計画「基本・風水害対策編」参照）

- 高潮による浸水
- 洪水による浸水
- 低地帯等の内水氾濫による浸水
- 大雨による土石流・がけ崩れ等

(2) 地震による災害（地域防災計画「震災対策編」参照）

2 被害想定

業務継続計画の前提とする被害想定は、市域内の被害が最も大きくなると予想される南海トラフ巨大地震（M9.0）の発生による被害とする。また、風水害等により異なる被害が想定される場合は合わせて特記する。

地震や津波等による市役所本庁舎、各区役所及び周辺の被害想定の詳細は、次のとおりである。

市役所本庁舎、各区役所及び周辺の被害状況及び復旧予想

区分	被害状況等	復旧予想等
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎、各区役所とも新耐震基準に適合、又は耐震補強工事が完了しており、建物が倒壊する可能性は低い。 ・目視で施設の損壊等が確認できない場合であっても、安全が確認されるまで一時的に庁舎の利用を制限する。 ・各設備の損傷により業務に支障を来す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに安全の確認等を行い、安全を確保した上で利用する。 ・大きな被害を受けた場合、庁舎や設備の復旧まで長期間を要するため、代替施設を確保する。
庁舎内部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定されていないオフィス家具、天井等が転倒・落下・破損する。 ・一部のパソコンが落下するなどして故障する。 ・エレベーターが、頻発する余震のために停止した場合、継続的な利用に支障を来す。 ・浸水による書類の汚損や、パソコンその他の機器類の故障等により業務に支障を来す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス家具の再設置、ガラス破片や家具の内部収納物の片付け等に数時間を要する。 ・エレベーターの安全の確認等を行い、安全を確保した上で利用する。 ・浸水によるパソコンその他の機器類の故障は修理不能のため、代替手段を確保する。
庁舎外部	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水や液状化が発生した場合には、庁舎周辺の道路では被害が発生し、通行不能になる。 ・新耐震基準を満たしていない木造住宅が隣接している地域の道路は、住宅の倒壊等により通行不能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧にかかる期間は、数日を要すると見込まれる。
電力	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱倒壊、断線等により外部からの電力供給が中断する。 ・自家発電設備の浸水により庁舎の電力が喪失する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部電力の復旧にかかる期間は、2日以内と見込まれる。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・水道管や浄水場の被害又は停電による断水が発生する。 ・非常用電源装置、電算機等の稼働に必要な冷却水が利用できなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧にかかる期間は、7～8日を要すると見込まれる。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道、公共下水道、農業集落排水の埋設管（取付管を除く幹線・枝線管渠）及び下水処理場の被害又は停電によって利用が困難となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧にかかる期間は、35～37日を要すると見込まれる。

区分	被害状況等	復旧予想等
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス及び中圧ガスは継続的に供給されるが、低圧ガスは安全措置によりガスの供給が中断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧ガスの復旧にかかる期間は、3か月程度を要すると見込まれる。
固定電話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱倒壊、断線等により不通となる。 ・ 大量アクセスにより輻輳が発生し、災害時優先電話以外はほとんど不通となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧にかかる期間は、10日程度を要すると見込まれる。
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基地局等の燃料が確保できなければ、不通となる。 ・ 大量アクセスにより輻輳が発生し、不通となる。 ・ メールは概ね利用可能であるが、大幅な遅延が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧にかかる期間は、1週間程度を要すると見込まれる。
インターネット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引込管路等での断線により不通となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧にかかる期間は、1週間程度を要すると見込まれる。
交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新幹線、在来線、市内電車、アストラムラインともほぼ全区間で被害が発生する。 ・ 台風等による風水害の場合、災害発生前から計画運休により交通機関が止まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧にかかる期間は、数日を要すると見込まれる。大きな被害を受けた場合は、復旧まで長期間を要する。 ・ 復旧までの間、通勤等の移動に支障を来す。
帰宅困難者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後は、徒歩帰宅者や負傷者が駅等の交通結節点や職員の参集経路に溢れる。 ・ 庁舎に帰宅困難者が集まる。負傷者が集まる可能性もある。 ・ 平日であれば、来庁者が多数存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関、道路等の復旧にかかる期間は、数日を要すると見込まれ、帰宅困難者等は、数日間滞在する。

本想定は、「広島市地震被害想定報告書」、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月閣議決定）」より作成

本市における過去の災害発生状況については、地域防災計画資料編「1-4-2 過去の災害状況」を参照

第3 非常時優先業務の実施方針及び必要人員等

1 非常時優先業務の実施方針

次の方針に基づき、非常時優先業務を実施する。

- ① 地域防災計画に基づき、災害応急対策業務、早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務に早期に着手する。
- ② 通常業務は原則として休止する。ただし、業務継続の優先度の高い通常業務は、発災直後においても継続して実施する。
休止した通常業務は、災害が鎮静化するなど状況変化により各局・区長等が可能と認める場合は実施する。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源の配分は、全庁横断的に調整する。

2 開始目標時間

被害の拡大防止、市民の生命、身体、財産及び生活等を保護するため、優先業務の開始目標時間を設定する。なお、「開始」とは、単に一部に着手することを意味するのではなく、「具体的に実施する業務内容」が実施されている状態を指す。

3 非常時優先業務等一覧

主な非常時優先業務及び開始目標時間については、次表のとおりである。

区分		主な非常時優先業務及び開始目標時間			
		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内
災害対策	活動体制	・災害対策本部の設置・運営に関すること ・職員及び家族の安否確認			
	情報収集	被害状況の情報収集・伝達に関すること			
	派遣要請	・自衛隊の派遣要請に関すること ・緊急消防援助隊等の派遣要請に関すること			
市民の生命・財産の保護	物資供給	救援物資の給付又は貸与についての連絡調整に関すること	・食料の調達及び配給に関すること ・救援物資等の保管、調達及び配給に関すること	民間建築物の被害状況の調査に関すること	応急仮設住宅の建設に関すること

区分		主な非常時優先業務及び開始目標時間			
		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内
市民の生命・身体・財産の保護	保健・医療・衛生	・救護所の開設、被災者の医療救護活動に関する事 ・医療品・機材の受領と救護所への配送に関する事 ・防疫に関する事 ・遺体の収容等に関する事	埋火葬許可証の発行及び葬祭用品に関する事	・感染症予防のための消毒に関する事 ・衛生害虫の駆除に関する事	
	相談	市民相談窓口の設置・対応に関する事			被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関する事
	その他	・避難施設の開設及び運営に関する事 ・災害ケースマネジメントに関する事		旅券センター、市役所サービス・コーナーの管理運営事務に関する事	り災証明書の発行等に関する事
ライフライン・インフラの維持	上下水道	・上水道施設の被害状況の調査に関する事 ・下水道施設の被害状況の調査及び応急処理・復旧等に関する事	・応急給水の実施に関する事 ・下水道施設の維持及び防護に関する事並びに他の公共団体等への支援要請に関する事	上水道施設の応急復旧の実施に関する事	
	道路・河川等	・公共施設等の被害状況の調査、集計及び報告に関する事 ・緊急連絡・輸送等の道路の確保に係る情報の把握に関する事	応急措置及び応急復旧の実施に関する事		
行政機能の維持	情報システム	各業務システムの被害状況の把握、復旧に関する事			
	庁舎等	庁舎等の所管施設の被害状況の把握、復旧に関する事			

各局・区等毎の非常時優先業務は別に定めており、各局・区等において適宜見直しを行う。

【参考 主な休止業務】

<ul style="list-style-type: none"> ・施策の企画に関する事 ・普及啓発に関する事 ・行政における定例的な調査に関する事 ・職員の研修に関する事 ・危機事案の訓練に関する事 ・国際交流に関する事 ・統計調査及び統計分析に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究業務に関する事 ・公共施設の運営に関する事 ・企業誘致に関する事 ・観光振興に関する事 ・市施工の公共事業の執行に関する事 ・工事の検査に関する事 ・行政監査、定例監査に関する事
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記の業務であっても災害対応に関する業務及び緊急性を有する業務は実施する。

4 必要人員

市内の被害が最も大きく、職員の参集に支障を来すと予想される南海トラフ巨大地震の被害想定から算出した非常時優先業務を遂行するために必要な人員は次のとおりである。

なお、風水害の場合には、地域防災計画に定める設置基準に基づき、災害発生前に災害対策本部を設置し、職員を動員しているため、災害発生時には非常時優先業務を遂行するために必要な人員以上の職員が参集している。

(1) 局等

局等における非常時優先業務を遂行するために必要な人員は、発災後 3 時間以内では 2,500 人、発災後 1 日以内では 3,023 人、発災後 3 日以内では 3,365 人、発災後 2 週間以内では 3,887 人である。

(単位：人)

部局名	非常時優先業務の必要人員				
	3 時間以内	1 日以内	3 日以内	2 週間以内	1 ヶ月以内
危機管理室	35	35	35	35	35
企画総務局	69	109	122	129	123
財政局(市税事務所を除く)	11	28	35	52	61
市民局	38	67	72	73	79
健康福祉局	110	168	172	232	214
こども未来局	27	56	62	69	77
環境局	159	220	446	446	449
経済観光局	89	113	113	169	169
都市整備局	71	139	154	210	227
道路交通局	74	77	77	116	116
下水道局	119	135	135	202	202
会計室	9	11	14	21	21
消防局	1,247	1,279	1,289	1,296	1,302
水道局	303	431	472	592	590
議会事務局	9	10	22	28	28
教育委員会	120	134	134	201	201
市選挙管理委員会	2	3	3	5	5
人事委員会	3	3	3	4	4
監査事務局	3	3	3	4	4
農業委員会	2	2	2	3	3
合計	2,500	3,023	3,365	3,887	3,910

(2) 区役所

区役所における非常時優先業務を遂行するために必要な人員は、発災後 3 時間以内では 842 人、発災後 1 日以内では 1,422 人、発災後 3 日以内では 1,925 人、発災後 2 週間以内では 2,300 人である。

(単位：人)

区名※	非常時優先業務の必要人員				
	3 時間以内	1 日以内	3 日以内	2 週間以内	1 ヶ月以内
中区	101	161	227	278	303
東区	83	131	165	197	216
南区	107	181	252	308	322
西区	100	181	262	305	339
安佐南区	134	213	290	345	364
安佐北区	118	206	277	324	333
安芸区	85	147	180	213	222
佐伯区	114	202	272	330	332
合計	842	1,422	1,925	2,300	2,431

※各区の必要人員には、市税事務所職員を含む。

「非常時優先業務を遂行するために必要な人員」とは、大規模災害発生時において参集できる職員の数に限られるという状況下であることから、業務に必要な最少限の人員としている。

第4 非常時優先業務の実施体制の確立

大規模災害発生時の非常時優先業務の実施体制の現状及び課題について整理するとともに、人的資源の確保に向けた対応策（平常時の取組及び大規模災害発生時の対応策）をまとめる。

1 人的資源（職員）の確保

(1) 現状と課題

ア 職員の負傷等

市域内の被害が最も大きくなると予想される南海トラフ巨大地震では、市役所本庁舎及び各区役所の周辺地域で想定される最大震度は6弱であり、各庁舎は新耐震基準に適合し、又は耐震補強工事が完了しているため、倒壊する可能性は低い。一方で、固定されていないオフィス家具等が揺れにより執務室内を移動や転倒することで負傷する職員が発生する。

また、地震による津波、洪水及び高潮が発生した場合、市役所本庁舎及び各区役所の庁舎内が浸水する可能性があり、状況に応じて下階から上階等へ職員及び物的資源の移動が必要となる。

イ 参集不能となる職員の発生

執務時間外に大規模災害が発生した場合には、公共交通機関が利用できないなどの理由により、多くの職員が参集不能となる。このため、確実に参集可能な人員を時系列で次のとおり把握している。

(ア) 想定手法

本市では、各局・区等ごとに参集する職員を注意体制、警戒体制、災害警戒本部、災害対策本部の各体制に応じて「公共交通機関が利用できる場合」と「できない場合」に分けて定めている。

大規模災害発生時には、公共交通機関が途絶すると想定されるため、発災後3日目までは、公共交通機関が利用できない場合を想定するとともに、負傷等の職員の被災状況も考慮して、一定の参集率を掛けて参集人員を算定している。

3時間以内：3時間以内の参集対象職員（公共交通機関が利用できない場合）の60%

1日目以内：全参集対象職員（公共交通機関が利用できない場合）の60%

3日目以内：全参集対象職員の60%

2週間以内：全参集対象職員の90%

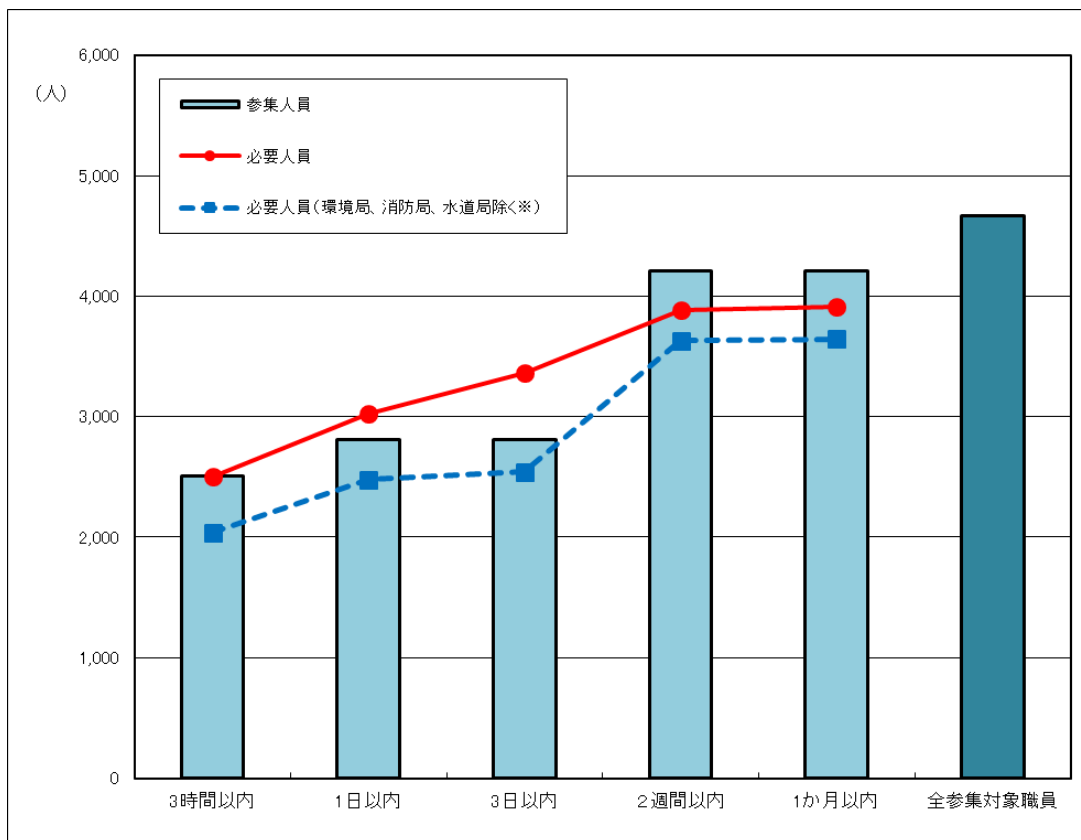
1ヶ月以内：全参集対象職員の90%

(イ) 局等

令和5年度の動員計画をもとに算定した結果を示す。

全参集対象職員 4,666 人に対し、発災後 3 時間以内に 2,503 人、1 日以内に 2,807 人、3 日以内に 2,807 人、2 週間以内に 4,212 人、1 か月以内に 4,212 人が参集すると想定される。

局等における参集人員と必要人員の比較



※専門的知識・技術を要する業務のため、他自治体等への応援要請を検討する環境局、消防局及び水道局の必要人員を除くと、いずれの時系列も必要人員に対し、参集人員が上回っている。

必要人員に対する参集職員の過不足数

(単位：人)

部局名	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
危機管理室	▲ 14	▲ 14	▲ 14	▲ 3	▲ 3
企画総務局	54	23	10	69	75
財政局(市税事務所を除く)	93	89	82	124	115
市民局	18	0	▲ 5	27	21
健康福祉局	99	69	65	123	141
こども未来局	41	21	15	47	39
環境局	34	20	▲ 206	▲ 86	▲ 89
経済観光局	0	▲ 11	▲ 11	▲ 16	▲ 16
都市整備局	76	29	14	42	25
道路交通局	25	41	41	61	61
下水道局	17	15	15	23	23
会計室	▲ 1	0	▲ 3	▲ 4	▲ 4
消防局	▲ 485	▲ 481	▲ 491	▲ 99	▲ 105
水道局	▲ 9	▲ 86	▲ 127	▲ 74	▲ 72
議会事務局	14	15	3	9	9
教育委員会	23	34	34	51	51
市選挙管理委員会	1	1	1	1	1
人事委員会	4	5	5	8	8
監査事務局	10	11	11	17	17
農業委員会	3	3	3	5	5
合計	3	▲ 216	▲ 558	325	302

必要人員の不足が想定される局のうち、環境局、消防局及び水道局については、業務内容に専門的知識・技術を要するため、各局が締結している災害時応援協定等に基づき、他自治体等への応援要請を検討する。

その他の局等については、他局等からの応援に加え、会計年度任用職員の活用、他自治体への応援要請等を検討する。

また、管理職が参集できない場合には指揮命令系統に混乱のおそれがある。一方、長時間勤務など職員への過度な負担が生じ、職員の健康への影響も懸念される。

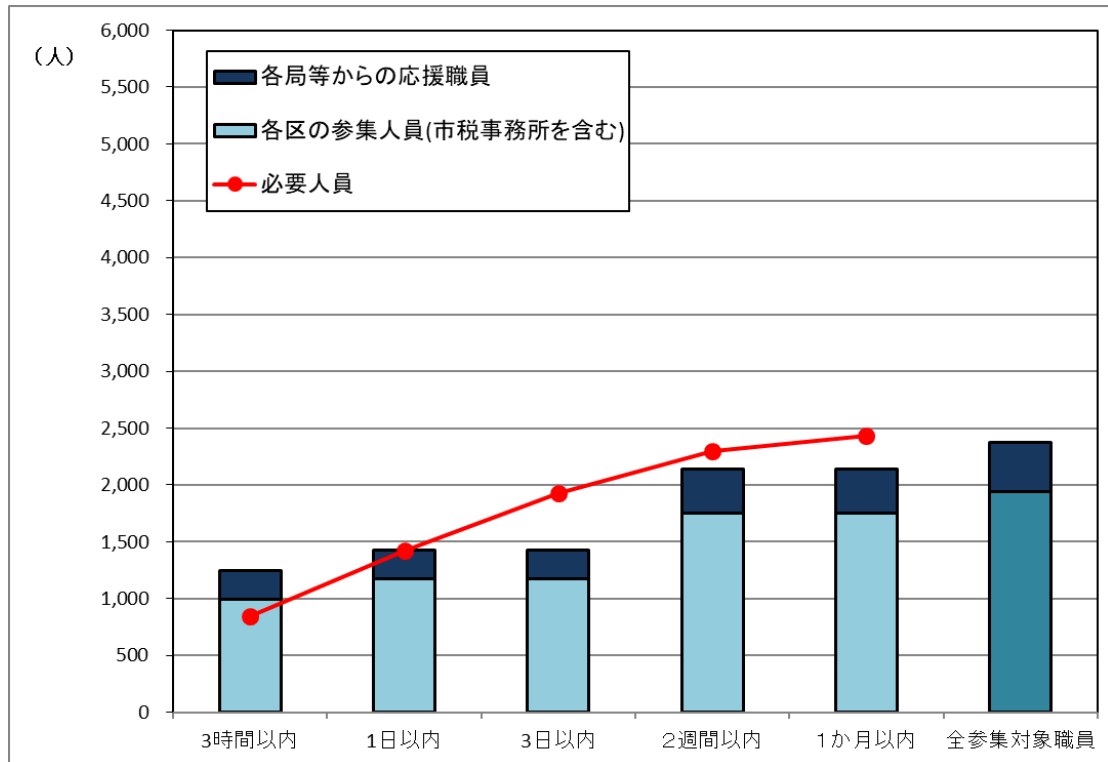
さらに、民間事業者等に業務を委託している場合、受託業者の人的資源の確保状況により、業務実施への影響が懸念される。

(ウ) 区役所

同じく、令和5年度の動員計画をもとに算定した結果を示す。

各局等からの応援職員も含め、全参集対象職員 2,370 人に対し、発災後 3 時間以内に 1,252 人、1 日以内に 1,430 人、3 日以内に 1,430 人、2 週間以内に 2,142 人、1 か月以内に 2,142 人が参集すると想定される。

区役所における参集人員と必要人員の比較



必要人員に対する参集人員の過不足数

(単位：人)

区名※	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
中区	77	33	▲ 33	▲ 13	▲ 12
東区	58	24	▲ 10	35	16
南区	49	▲ 8	▲ 79	▲ 50	▲ 64
西区	54	▲ 7	▲ 88	▲ 45	▲ 79
安佐南区	81	25	▲ 52	12	▲ 7
安佐北区	38	▲ 12	▲ 83	▲ 33	▲ 42
安芸区	12	▲ 25	▲ 58	▲ 30	▲ 39
佐伯区	41	▲ 22	▲ 92	▲ 60	▲ 62
合計	410	8	▲ 495	▲ 158	▲ 289

※各区の人員には、市税事務所職員を含む。

大規模地震が発生した場合、全ての指定避難所（212 か所）の施設の安全確認をした後、順次開設することとなるため、各区の必要人員に不足が想定される。このため、他局等からの追加応援に加え、会計年度任用職員の活用、他自治体への応援要請等を検討する。

なお、災害の規模や被害状況等によっては、発災後 3 日目以降、職員の参集率が 90% に達するまでの期間及び他自治体からの応援職員が職務に従事するまでの期間においては、災害応急対策業務に支障が生じることが想定される。その際には、各局・区等に係る非常時優先業務のうち、業務継続の優先度が高い通常業務にさらに優先順位をつけ、開始目標時間を遅らせるなどにより、災害応急対策業務に必要な人員を充てるものとする。

また、局等と同様、指揮命令系統の混乱、職員の健康への影響などが懸念される。

ウ 参集時間の把握

大規模災害発生時の初動体制を確立し、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、その業務に従事できる職員の確保が不可欠である。

このため、各局・区等においては、速やかに職員の安否を確認するとともに、所要時間別に参集予想人数を整理・把握することが重要である。

なお、各所属に配置される職員の参集時間、参集方法は、人事異動により毎年度異なるため、各所属において、毎年度当初に行う動員計画調査で職員の参集時間を把握している。

【参考】毎年度当初の動員計画調査における動員名簿総括表（様式 3）

地域防災計画動員名簿総括表													様式3 (提出用)		
													〇〇局		
体制次	動員数(人)	参集時間区分										公共交通機関が 利用できない場合			
		「通勤届」により届出た方法による場合					公共交通機関が利用できない場合					バイク	自転車	徒歩	
		A 30分未満	B 30分以上 1時間未満	C 1時間以上 2時間未満	D 2時間以上 3時間未満	E 3時間以上	A 30分未満	B 30分以上 1時間未満	C 1時間以上 2時間未満	D 2時間以上 3時間未満	E 3時間以上				
注意体制															
警戒体制															
災害警戒本部	10	4	5	1			3	4	1	1	1		6	4	
災害対策本部 (初動)	風水害	50	21	20	9		19	13	7	6	5	1	21	28	
	地震等	46	17	20	9		15	10	11	6	4	3	23	20	
	全体体制	395	158	174	62	1	127	88	89	44	47	27	178	190	

エ 職員の安否、参集情報の把握

大規模災害発生時は各所属において、携帯電話のメール機能や職員参集システム等を利用し、職員の安否情報・参集情報を収集・集約する。ただし、携帯電話等は通信回線の遮断や輻輳により利用できない可能性が高い。

(2) 対応策

非常時優先業務の実施体制を確保するため、以下の対応を実施する。

ア 職員等の安全確保

携帯電話等で緊急地震速報を受信した場合や地震の揺れを感じ始めた場合は、オフィス家具等の移動や転倒から身を守るため、頭を保護しながら大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる、又はその場で頭を保護し、揺れに備えて安全な姿勢をとる。

来庁者がいる場合は、声掛け等により同様に身の安全を確保する。

また、庁舎内の浸水の状況により、下階から上階等へ職員及び物的資源を移動させる。

イ 庁舎内での負傷者の救護

オフィス家具等の転倒などで職員や来庁者が負傷した場合には、各庁舎に備えている救急用品（救急箱、三角巾等）を活用し、負傷者を迅速に救護する。

併せて、各庁舎において定めている消防計画等に基づき、消火、避難誘導、119番通報等により適切に対応する。

ウ 職員の確実な確保

(ア) 職員の安否確認

震度6弱以上の地震が発生した場合は、危機管理室において職員参集システムから各職員へ安否確認メールを一斉送信する。各局・区等においては、職員参集システムで職員の安否状況（回答状況）を確認する。安否確認ができない職員に対しては引き続き固定電話等も使い、安否確認を継続する。

また、出張中や休暇等で参集できない職員は、可能な限り職場に安否を伝えることを徹底する。

平常時においては、各所属で職員の自宅の固定電話、携帯電話、電子メール等の連絡先を把握し、所属内の連絡体制を構築するとともに、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の安否確認手段も活用し、確実に安否確認できる体制を整えておく。

(イ) 危機管理カードの携帯等

平常時から各所属で職員に対し、参集に必要な最新の緊急連絡先、参集場所、参集時期等を記載した危機管理カードの作成・携帯を徹底するとともに防災情報メール等への登録を促進する。

(ウ) 所属内での職員確保

非常時優先業務の担当職員の不在に備え、平常時に各所属において、業務内容の共有化等を行い、担当職員以外の職員が円滑に当該業務を実施できるよう会計年度任用職員も含め、所属内で代替りの職員を確保する。

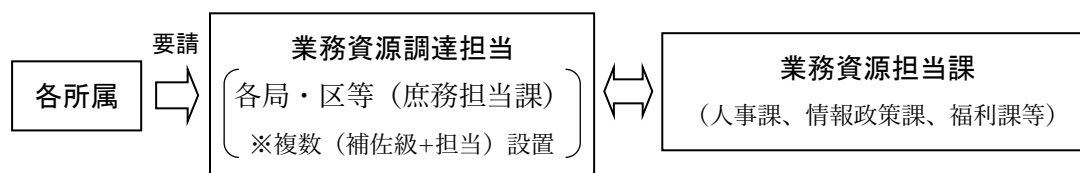
(イ) 他所属からの応援職員の確保等

本来の担当所属のみでは職員に不足が生じる場合には、全庁横断的かつ弾力的に他所属から応援職員を確保する。又は、他所属が業務の一部を代行する。

なお、応援要請が必要となる場合を想定し、非常時優先業務の業務量や内容、緊急性等を勘案して、平常時から会計年度任用職員の活用、他自治体への応援要請、業務の委託等についても検討する。

エ 業務資源調達担当の設置等

人員・物品の確保状況の把握や調整を迅速かつ的確に行うため、各局・区等に業務資源調達担当を設置する。業務資源調達担当を通じ業務資源担当課（地域防災計画で定められた災害対策本部の分掌事務又は区災害対策本部の分掌事務に基づき、人的・物的資源の調整・調達等を実施する所属）に人的・物的資源の確保を要請することで、各所属へ効率的に配分する。



オ 他所属への応援要請

各所属は、まずは業務継続の優先度が高い通常業務以外の業務を休止することにより、所属内で職員を確保した上で、不足する人員の確保を自局・区等の業務資源調達担当に要請する。

業務資源調達担当は、自局・区等の人員の確保状況を把握し、自局・区等内で応援調整をした上で、不足する人員を人事課に応援要請する。

人事課は、業務資源調達担当が示した必要人員などを踏まえ、各局・区等に対し動員を依頼し、応援職員を配置する。

カ 他自治体等への応援要請

本市の職員のみによる対応が困難な場合は、「広島市受援計画（令和3年3月）」により応援要請等を行う。

- 国・都道府県・市町村等からの人的受援・派遣
- 民間事業者等からの人的受援
- 災害ボランティア等による人的受援

これらの応援要請にあたっては、あらかじめ応援要請の手順や、応援を受ける各所属で受入れ時の対応を明確にし、業務継続マニュアル等に定めておく。

キ 災害時応援協定締結事業者等との連携

平常時には、各所属において大規模災害発生に備え、様々な民間事業者等と災害対応や人員の提供等を含む災害時応援協定を締結する。

大規模災害発生時には、これら協定締結先に協力を要請し、より迅速に非常時優先業務を実施する。

ク 指定管理者等との連携

大規模災害発生後は、市有施設の所管課は指定管理者等と連携し、来庁者等の安全確保、施設の被害状況の確認等の災害対応を確実に行う。

ケ 業務実施体制の実効性の確保

平常時から、各所属で非常時優先業務等を迅速かつ的確に実施するため、必要な手順を定めた業務継続マニュアル等を研修・訓練等を通して適宜見直す。

その際には、大規模災害発生後の数日間は、交替要員を十分確保することができないと考えられるため、各任命権者の人事・労務担当課及び各所属においては、職員の休憩や睡眠など、体調に配慮したローテーションを構築・管理し、非常時優先業務の実施体制を確実に維持できるようにする。

また、非常時優先業務を民間事業者等に委託している場合は、平常時から受託業者の大規模災害発生時における体制について確認し、必要に応じ体制確保の要請や契約内容の見直しを行うことで業務実施体制を確実に維持する。

コ 物品等の確保

応援職員の配置等に伴い、執務場所、机や椅子、パソコン、電話機等の備品や設備に不足が生ずる場合には、施設所管課又は自局・区等の業務資源調達担当を通じて執務場所の確保や備品等の調達を行う。

サ 職員の心のケア

大規模災害発生直後やその後の非常時優先業務に従事する職員は、精神的なストレスが非常に大きくなるため、職員の心のケアを各任命権者の人事・労務担当課を中心に実施する。また、平常時から大規模災害発生時における心のケアの対応マニュアルを各所属に周知する。

シ 職員自身の防災の取組

職員の自宅の被災により参集困難になるおそれがあることから、自宅の耐震化や家具の固定、家庭内備蓄の推進、家族会議による避難場所や災害時伝言ダイヤルなど連絡方法の確認等、日頃から職員自身が防災の取組を積極的に進める。

ス 職員の家族の安否確認

執務時間内に大規模災害が発生した場合、職員は各職場において非常時優先業務に従事することになるが、職務に専念するためには、家族の安否や自宅の被害状況等の最新情報を職員自身が知ることが重要となる。そのため、各職員は災害用伝言ダイヤル等による家族との安否確認方法をあらかじめ決めておき、大規模災害発生時はこれを使用する。

また、非常時優先業務に従事し、家族との連絡がとれない職員に対しては、各所属において家族の安否確認等を行う。

2 指揮命令系統の確立

(1) 現状と課題

大規模災害発生時は、地域防災計画に定める設置基準に基づき、市災害対策本部及び区災害対策本部を設置する。

地域防災計画に定める災害対策本部の設置者、事務の総括、指揮監督者等は次のとおりである。

災害対策本部の設置者

区分	災害対策本部(市・区)の設置者
—	市長
職務代行順 1	危機管理室担任副市長
職務代行順 2	その他の副市長
職務代行順 3	危機管理担当局長
職務代行順 4	危機管理室長
職務代行順 5	危機管理室参与
職務代行順 6	危機管理課長

災害対策本部の事務の総括、指揮監督者

区分	市災害対策本部	区災害対策本部
—	本部長（市長）	区本部長（区長）
職務代行順 1	副本部長（危機管理室担任副市長）	区副本部長（副区長）
職務代行順 2	副本部長（その他の副市長）	区副本部長（建設部長又は農林建設部長）
職務代行順 3	—	区副本部長（厚生部長）

災害対策本部の事務

区分	市災害対策本部	区災害対策本部
—	本部員（各局長等）	班長（課長）
職務代行者	あらかじめ指定する者	—

各局・区長等は、円滑な動員を図るため、地域防災計画に定める動員基準に応じて事前に動員名簿を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るとともに、指揮命令系統が確保できるように、管理職職員が参集できない場合を想定し、あらかじめ第3順位までの職務代行者を指定している。

大規模災害発生時は、発災直後に多数の職員が参集不能となる可能性があることから、業務継続計画を発動する事態に備えて、速やかに市長及び職務代行者の安否を確認する必

要がある。

各所属の業務については、広島市職務権限規程に代理決裁に関する事項が規定されているが、同時に多くの職員が不在となる状況は想定されていないため、その都度、職務代行者を明確にする必要がある。

(2) 対応策

指揮命令系統を確立するため、次の対応を実施する。

大規模災害発生後、企画総務局秘書課は速やかに市長、副市長の安否確認をし、危機管理室に連絡する。危機管理担当局長ほか3名の職務代行者は、自らの安否を危機管理室に連絡する。各局・区等においても携帯電話のメール機能や職員参集システム等を利用し、各局・区等の長及び職務代行者の安否を確認する。

各所属の非常時優先業務の指揮命令は、原則として平常時における当該業務の決裁者が行なうものであるが、決裁者の不在を想定し、各所属において、あらかじめ代理決裁の順序を整理するなど、決裁者が不在の場合でも迅速かつ的確に意思決定することができる体制を確立する。

第5 物的資源の確保

大規模災害の発生により、市役所本庁舎及び各区役所に被害が発生した場合の物的資源の現状及び課題について整理するとともに、物的資源の確保に向けた対応策（平常時の取組及び大規模災害発生時の対応策）をまとめる。

1 庁舎

(1) 現状と課題

大規模災害発生時においても市役所本庁舎及び各区役所を通常通り利用するには、平常時からの適切な維持管理が重要であり、施設所管課においては、庁舎毎に「個別施設計画」を定め、各庁舎の維持保全等に努めている。

また、防火・防災管理業務等について、大規模災害発生時の対応や平常時の取組を定めた消防計画を策定している。

南海トラフ巨大地震における震度と液状化指数の想定では、市役所本庁舎及び各区役所とも新耐震基準に適合し、又は耐震補強工事が完了しているため、建物が倒壊する可能性は低く、使用可能である。(表1)

津波による浸水については、市役所本庁舎及び各区役所に設置する災害対策本部の設置階数と津波浸水深との比較から、津波浸水により災害対策本部のスペースが使用不能となる庁舎はないが、自家発電設備又は受電設備等が地下や1階に設置されており、止水板や防水扉が未設置の庁舎や津波浸水深が止水板等の高さを越える庁舎は、浸水により機能しなくなるおそれがある。(表3)

また、洪水や高潮の想定規模によっては、災害対策本部及び自家発電設備等が浸水により機能しなくなるおそれがある。(表4、5)

その他、駐車場の浸水により市有車両が使用不能となるため、あらかじめ車両の退避場所及び手順を定めておく必要がある。

市役所本庁舎及び各区役所の施設・設備の状況及び想定される浸水深等は次のとおりである。

表1 市役所本庁舎及び各区役所における耐震化の状況と震度等

庁舎	建物（建設年度、構造、階数、延床面積）	耐震	震度	液状化指数※1	使用可能性※2
市役所本庁舎（行政棟）	昭和60年度、SRC、地上17階、地下2階、49,667㎡	新耐震基準に適合	6弱	30以上	○
中区役所（北庁舎）	昭和56年度、SRC、地上7階、地下1階、11,652㎡	H23年度耐震補強工事完了	6弱	30以上	○
東区役所	昭和54年度、RC、地上5階、地下1階、7,100㎡	H21年度耐震補強工事完了	5強	15～30	○
南区役所	昭和54年度、RC、地上4階、地下1階、6,454㎡	H24年度耐震補強工事完了	6弱	30以上	○
西区役所	昭和55年度、RC、地上4階、地下1階、6,333㎡	H21年度耐震補強工事完了	6弱	15～30	○
安佐南区役所	昭和54年度、RC、地上4階、地下1階、7,150㎡	H25年度耐震補強工事完了	5強	0～5	○
安佐北区役所	昭和53年度、RC、地上4階、地下1階、7,203㎡	H24年度耐震補強工事完了	5強	0～5	○
安芸区役所	昭和59年度、SRC、地上6階、地下1階、7,758㎡	新耐震基準に適合	5強	30以上	○
佐伯区役所	昭和57年度、SRC、地上6階、地下1階、7,733㎡	H25年度耐震補強工事完了	6弱	30以上	○

※1 液状化指数（PL値）による液状化危険度判定

液状化危険度	PL値
液状化危険度が極めて高い	30<PL
液状化危険度がかなり高い	15<PL≤30
液状化危険度が高い	5<PL≤15
液状化危険度が低い	0<PL≤5
液状化危険度がかなり低い	PL=0

※2 震度、液状化想定における使用可能性 ○：使用可能 ×：使用不能のおそれあり

表 2 市役所本庁舎及び各区役所における自家発電設備の設置状況

庁舎	自家発電設備 (設置高)	稼働時間	受電設備	燃料 タンク
市役所本庁舎 (行政棟)	1,250KVA、地下1階 その他、防災システム専用の 自家発電設備 50KVA、稼働時 間 110h を 4 階に設置	72h	地下1階	地下
中区役所 (北庁舎)	500KVA、地下1階	9h	地下1階	地下1階
東区役所	350KVA、別棟1階 (GL+1m)	72h	地下1階	地下
南区役所	350KVA、地上 (GL+0.5 m)	72h	地下1階	地下
西区役所	350KVA、別棟1階 (GL+1 m)	72h	地下1階	地下
安佐南区役所	375KVA、地上 (GL+0.6 m)	72h	地下1階	地下
安佐北区役所	350KVA、地上 (GL+1 m)	72h	地下1階	地下
安芸区役所	200KVA、地上 (GL+2 m)	72h	地下1階	地下
佐伯区役所	375KVA、地下1階	72h	地下1階	地下

表3 市役所本庁舎及び各区役所における津波浸水に対する使用可能性

庁舎	災害対策本部	自家発電設備 (設置高)	受電設備	止水板の 設置状況 (高さ)	津波 浸水深	使用可能性※	
						災害 対策 本部	電源
市役所本庁舎 (行政棟)	14階災害 対策本部 専用室	・地下1階 ・防災システム 専用の自家発電 設備を4階に設置	地下 1階	有 (1m・1.6m)	0.3m以上 ～ 1m未満	○	○
中区役所 (北庁舎)	3階第2会議室 第3会議室 第4会議室	地下1階	地下 1階	無 令和6年度 設置予定	1m以上 ～ 2m未満	○	×
東区役所	2階第1会議室 (浸水状況に応じて 機能を上階へ移す。)	別棟1階 (GL+1m)	地下 1階	有 (最低地盤面 から2mとな るよう設置)	1m以上 ～ 2m未満	○	○
南区役所	4階講堂	地上 (GL+0.5m)	地下 1階	無 令和9年度 設置予定	4m以上 ～ 5m未満	○	×
西区役所	4階講堂	別棟1階 (GL+1m)	地下 1階	無 令和8年度 設置予定	0.3m以上 ～ 1m未満	○	○
安佐南区役所	4階講堂	地上 (GL+0.6m)	地下 1階	有 (0.6m)	なし	○	○
安佐北区役所	4階講堂	地上 (GL+1m)	地下 1階	有 (0.6m)	なし	○	○
安芸区役所	5階講堂	地上 (GL+2m)	地下 1階	有 (0.6m)	2m以上 ～ 3m未満	○	×
佐伯区役所	6階大会議室	地下1階	地下 1階	有 (0.6m)	1m以上 ～ 2m未満	○	×

※ 津波浸水における使用可能性 ○：使用可能 ×：使用不能のおそれあり

表4 市役所本庁舎及び各区役所における洪水に対する使用可能性

庁舎	災害 対策 本部	自家発電設備 (設置高)	計画規模降雨			想定最大規模降雨		
			浸水深	使用可能性※		浸水深	使用可能性※	
				災害 対策 本部	電源		災害 対策 本部	電源
市役所本庁舎 (行政棟)	14階	・地下1階 ・防災システム 専用の自家発電 設備を4階に設置	なし	○	○	1m以上 ～ 3m未満	○	×
中区役所 (北庁舎)	3階	地下1階	0.3m未満	○	×	3m以上 ～ 5m未満	○	×
東区役所	2階	別棟1階 (GL+1m)	0.3m未満	○	○	3m以上 ～ 5m未満	×	×
南区役所	4階	地上 (GL+0.5m)	なし	○	○	1m以上 ～ 3m未満	○	×
西区役所	4階	別棟1階 (GL+1m)	0.5m以上 ～ 1m未満	○	○	3m以上 ～ 5m未満	○	×
安佐南区役所	4階	地上 (GL+0.6m)	なし	○	○	5m以上 ～ 10m未満	×	×
安佐北区役所	4階	地上 (GL+1m)	なし	○	○	1m以上 ～ 3m未満	○	×
安芸区役所	5階	地上 (GL+2m)	0.3m未満	○	○	1m以上 ～ 3m未満	○	×
佐伯区役所	6階	地下1階	0.3m未満	○	○	3m以上 ～ 5m未満	○	×

※ 各浸水想定における使用可能性 ○：使用可能 ×：使用不能のおそれあり

表5 市役所本庁舎及び各区役所における高潮に対する使用可能性

庁舎	災害対策本部	自家発電設備 (設置高)	伊勢湾台風規模			想定最大規模		
			浸水深	使用可能性※		浸水深	使用可能性※	
				災害対策本部	電源		災害対策本部	電源
市役所本庁舎 (行政棟)	14階	・地下1階 ・防災システム 専用の自家発電 設備を4階に設置	0.5m以上 ～ 1m未満	○	○	3m以上 ～ 5m未満	○	×
中区役所 (北庁舎)	3階	地下1階	1m以上 ～ 2m未満	○	×	5m以上 ～ 10m未満	×	×
東区役所	2階	別棟1階 (GL+1m)	2m以上 ～ 5m未満	○	×	5m以上 ～ 10m未満	×	×
南区役所	4階	地上 (GL+0.5m)	1m以上 ～ 2m未満	○	×	5m以上 ～ 10m未満	○	×
西区役所	4階	別棟1階 (GL+1m)	1m以上 ～ 2m未満	○	×	3m以上 ～ 5m未満	○	×
安佐南区役所	4階	地上 (GL+0.6m)	なし	○	○	なし	○	○
安佐北区役所	4階	地上 (GL+1m)	なし	○	○	なし	○	○
安芸区役所	5階	地上 (GL+2m)	2m以上 ～ 5m未満	○	×	5m以上 ～ 10m未満	○	×
佐伯区役所	6階	地下1階	0.5m未満	○	○	3m以上 ～ 5m未満	○	×

※ 各浸水想定における使用可能性 ○：使用可能 ×：使用不能のおそれあり

(2) 対応策

市役所及び各区役所の施設所管課は、大規模災害発生時において初動対応を迅速かつ的確に行うため、平常時から消防計画に基づく点検や訓練を実施するとともに、消防計画の内容を関係者に周知する。

大規模災害発生後は消防計画に基づき、迅速かつ的確に初動対応を行う。

また、市役所及び各区役所の庁舎の利用を継続するため、大規模災害発生直後から以下の対応を実施する。

ア 庁舎の確認体制の確立

施設所管課は、職員が直ちに庁舎の安全確認を行えるよう担当者の役割の明確化など体制を確立する。

イ 初期消火対応等

在庁している職員又は宿日直の委託事業者は、火元の確認や庁舎の消防・防火設備等の確認を行う。

火災が発生した場合には、消防計画に基づき直ちに 119 番通報、初期消火を行うとともに、来庁者・職員等の避難誘導を行う。

ウ 帰宅困難者への対応

帰宅困難者が集まった場合には、施設所管課は、公共交通機関や道路の状況及び避難場所等に関する情報提供や飲料水、トイレ等の提供を行う。

エ 庁舎の被害状況確認

施設所管課は、庁舎への立ち入りの可否について、目視で確認する。危険な箇所が発見された場合には、各所属は早急に来庁者・職員等を安全な場所に避難させるとともに、立入禁止区域や利用制限区画を設定し、表示する。

大規模地震発生時は、都市整備局建築指導課、営繕課、区建築課等に応急危険度判定を依頼し、その結果を踏まえて、庁舎の継続利用の可否を確認する。

建物等に被害が発生した場合、施設所管課等は、来庁者・職員等の安全や業務継続に支障がある箇所を優先して応急修理を行う。

オ 市有車両の確保等

市有車両の所管課は、大規模災害発生時は車両の燃料を速やかに確保する。状況により、本市と広島県石油商業組合との「大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定」(地域防災計画(資料編)参考危予-9 参照)に基づき、燃料の確保を要請する。

平常時においては、契約している石油販売事業者との連絡体制を確認するとともに、大規模災害発生時に車両の稼働時間を確保するため、使用者に対し給油を徹底するなど、燃料の残量を常時半分以上に保つ。

また、駐車場が浸水した場合、市有車両が使用不能となるため、市有車両の所管課はあらかじめ車両の退避場所及び手順をまとめた退避計画を定める。

カ 代替施設への移転

建物が利用不能と判定された場合、施設所管課は、代替施設の候補となる施設の被災

状況や収容能力、移動に要する時間、今後の災害の危険性等を考慮して、代替施設への移転を決定する。状況次第では、複数の施設への分散移転も検討する。

代替施設への移転を決定した場合、各所属においては速やかに移転の準備を行うとともに、企画総務局総務課又は各区建築課においては、地域防災計画に基づき、移転のための市有車両の配車調整を行う。

市災害対策本部については、災害により災害対策本部の機能が喪失又は低下した場合は、地域防災計画に定めるとおり安佐南消防署を代替施設とし、代替施設への移転は災害対策本部長が決定する。

各区災害対策本部については、庁内 LAN 配線があること、自家発電設備が施設の上階等に設置してあること、また大会議室等もあることなどから、各区地域福祉センターを代替施設とし、代替施設への移転は区災害対策本部長が決定する。

なお、自家発電設備又は受電設備等が地下や 1 階に設置されている施設は被害状況に応じて他の代替施設への移転を検討する。

市災害対策本部及び各区災害対策本部の代替施設の設備の状況は次のとおりである。

市災害対策本部及び各区災害対策本部の代替施設の設備の状況

庁舎	代替施設	自家 発電 設備	稼働 時間	受電 設備	燃料 タンク	止水板	庁内 LAN 配線	防災行 政無線 (固定系)*
市役所本庁舎 (行政棟)	安佐南消防署 (災害対策本部機能)	屋上	168 h	屋上	1 階	無	有	有
中区役所 (北庁舎)	中区地域 福祉センター	12 階	72 h	地下 1 階	地下	無	有	無
東区役所	東区地域 福祉センター	7 階	80 h	7 階	地下	無	有	無
南区役所	南区地域 福祉センター	5 階	70 h	5 階	地下	無	有	無
西区役所	西区地域 福祉センター	5 階	72 h	5 階	地下	無	有	無
安佐南区役所	安佐南区地域 福祉センター	7 階	72 h	7 階	地下	無	有	無
安佐北区役所	安佐北区地域 福祉センター	地下 1 階	72 h	地下 1 階	地下	無	有	無
安芸区役所	安芸区地域 福祉センター	3 階	60 h	地下 1 階	地下	無	有	無
佐伯区役所	佐伯区地域 福祉センター	7 階	72 h	7 階	地下	無	有	無

※代替施設となる各区地域福祉センターでは、防災行政無線（固定系）設備を利用した内線電話の利用はできないが、防災行政無線（移動系）及び災害時優先電話等を活用し、災害対策本部間の情報共有を図るものとする。

自家発電設備又は受電設備等が地下や1階に設置されている施設については、津波等の浸水により機能しなくなるおそれがあるため、浸水対策を実施する。

【その他の代替施設の選定】

候補施設は、原則として次の考え方にに基づき選定する。

- 市災害対策本部及び各区災害対策本部の代替施設は市有施設とするが、場合によっては国・県有施設、民間施設も候補とする。
- 新耐震基準により建築された施設又は旧耐震基準で建築された施設で耐震補強済みの施設とする。
- 会議室やホールなど、情報の収集や伝達、応急対策等で最低限必要となる人員（本庁舎約300人、区役所約70人〔現行の災害対策本部体制程度〕）が利用可能なスペースがある施設とする。
- 災害危険度がより低い施設を優先する。
- 庁内LAN配線がある施設を優先する。

想定を超える大規模災害に対応するため、複数の代替施設の候補をリスト化して、毎年度更新する。

なお、想定最大規模降雨による洪水が発生した場合の浸水想定区域は、本市平地部のほぼ全域であり、また、破堤点によって浸水エリアは大きく変化するため、洪水における代替施設は、被害状況等に応じ移転先を決定する。

2 電力

(1) 現状と課題

停電に備え、市役所本庁舎及び各区役所においては非常用電源として自家発電設備を整備しており、停電時の電源を確保している。

自家発電設備は、人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで稼働することが望ましいが、中区役所の自家発電設備は、燃料タンクの備蓄量の制限により稼働時間が9時間となっており、この条件を満たしていない。このため燃料や冷却水（中区役所は水冷式）の不足により稼働時間が制約を受けることのないよう、平常時から燃料や冷却水を確保することが必要である。

また、この自家発電設備の電力は、色付け等により明示している非常用電源コンセントに供給される。

自家発電設備又は受電設備等が地下や1階に設置されている庁舎については、津波等の浸水により機能しなくなるおそれがあるため、現在進めている止水板の設置等のほか、浸水対策を実施する必要がある。

市役所本庁舎には、庁舎の自家発電設備が機能しなくなった場合に備え、市役所本庁舎4階に防災システム専用の自家発電設備を配備し、防災情報共有システムや防災行政無線の電源を確保している。

(2) 対応策

大規模災害発生時においても電力を確保のため、市役所本庁舎及び各区役所の施設所管課は以下の対応を実施する。

ア 停電発生時における自家発電設備の稼働

大規模災害発生後、職員は速やかに停電に備え、自家発電設備の稼働体制を整える。

平常時においては、自家発電設備の使用方法、電力復旧手順等のマニュアルを関係職員に周知するとともに、定期的に訓練を実施する。また、自家発電設備から電力供給されるコンセントの位置を職員に周知する。

イ 自家発電設備の燃料等の確保

大規模災害発生時は停電の発生に関わらず自家発電設備の燃料や冷却水を速やかに確保する。状況により、本市と広島県石油商業組合との「大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定」（地域防災計画（資料編）参考危予-9参照）に基づき、燃料の確保を要請する。特に、中区役所は自家発電設備の稼働時間が9時間であるため、大規模災害発生時には直ちに燃料等を確保する。

平常時においては、契約している石油販売事業者等との連絡体制を確認するとともに、定期点検時等に燃料や冷却水の残量確認を行い、72時間の運転に必要な備蓄量を常時保つ。また、訓練を実施し、燃料の供給体制を確保する。

ウ 電力の復旧

本市と中国電力ネットワーク株式会社との「災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書」(地域防災計画(資料編)参考危危-1参照)に基づき、電力の優先復旧や電源車の派遣等を要請する。

平常時においては、大規模災害発生時に速やかに復旧要請等ができるよう、連絡体制を確認するとともに、訓練を実施し、復旧体制を確保する。

エ 電力消費抑制の周知

自家発電設備の稼働中は、燃料の消費を抑制するために、照明は必要最小限とし、使用していない電気機器のコンセントを抜く等の節電を職員に周知する。

オ 庁舎の浸水対策

自家発電設備又は受電設備等が地下や1階に設置されている庁舎については、現在進めている止水板の設置等のほか、本庁舎、各区役所の建替え等にあたっては、自家発電設備等の高所への設置等を検討する。

3 通信（固定電話・携帯電話）

(1) 現状と課題

南海トラフ巨大地震の発生で市役所本庁舎及び各区役所の周辺地域における通信（固定電話、携帯電話）は、電柱倒壊や断線等により不通となる可能性があり、その不通率は最も大きい地域で13.1%である。また、不通にならなくても輻輳により繋がりにくくなるため、災害時優先電話以外の電話の利用に支障が生じる。

本市においては、災害時優先電話を市役所本庁舎に16回線、各区役所に計56回線、消防局に55回線、水道局に19回線設置している。（地域防災計画（資料編）3-3-2 災害時優先電話番号一覧表参照）その他、後記の防災行政無線や防災情報共有システム等と併せて、多様な情報通信手段を備えている。（地域防災計画（基本・風水害対策編）第3章第3節第1 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設参照）

また、携帯電話による電子メールは輻輳しにくいことから、遅延の可能性があるものの有効な通信手段になる。

(2) 対応策

大規模災害発生時においても情報の伝達手段を確保するため、市役所本庁舎及び各区役所の施設所管課は以下の対応を実施する。

ア 通信設備等の復旧

通信障害発生時は広島県と西日本電信電話株式会社との「災害時における通信障害復旧等のための相互協力に関する協定書」に基づき、優先復旧を要請する。

また、停電により電話交換機等への電力供給が途絶し、又はそのおそれが生じた場合、総務省中国総合通信局に対し、災害対策用移動電源車の派遣を要請する。

平常時においては、大規模災害発生時に速やかに復旧要請等ができるよう、連絡体制を確認するとともに、訓練を実施し、復旧体制を確保する。

イ 災害時優先電話の使用に係る周知

職員に対し、災害時優先電話は原則、発信用として使用することを周知する。

ウ 予備バッテリーの確保

大規模災害発生時の停電等に備え、常時、携帯電話等は充電するとともに、予備バッテリーを確保する。

4 防災行政無線

(1) 現状と課題

市役所本庁舎及び各区役所に設置されている防災行政無線は、通信(固定電話・携帯電話)の不通又は輻輳時における有効な通信手段となる。また、防災行政無線網を利用した衛星回線による通信も可能である。

市役所本庁舎には、庁舎の自家発電設備が機能しなくなった場合に備え、市役所本庁舎4階に防災システム専用の自家発電設備を配備し、防災情報共有システムや防災行政無線の電源を確保している。

本市においては、防災行政無線(固定系)の設備を各局・区等及び各消防署に、携帯型の防災行政無線(移動系)を各局・区等、指定避難所及び防災関係機関に設置している。(地域防災計画(資料編)3-3-3 広島市関係通信施設参照)

(2) 対応策

大規模災害発生時においても情報の伝達手段を確保するため、以下の対応を実施する。

ア 防災行政無線の迅速な立ち上げ

防災行政無線を設置している所属は、あらかじめ決められた手順に従い、通信状況を確認する。

イ 自家発電設備の燃料の確保

災害対策本部事務局は、大規模災害発生時は停電の発生に関わらず、本市と広島県石油商業組合との「大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定」(地域防災計画(資料編)参考危予-9参照)に基づき、防災システム専用の自家発電設備の燃料を直ちに確保する。

平常時においては、大規模災害発生時に直ちに燃料の確保を要請できるよう、連絡体制を確認するとともに、訓練を実施し、燃料の供給体制を確保する。

ウ 予備バッテリーの確保等

大規模災害発生時の停電等に備え、常時、防災行政無線(移動系)は充電するとともに、予備バッテリーを確保する。

5 情報システム（電子メールを含む）

(1) 現状と課題

本市の情報セキュリティ対策は、情報セキュリティの基本方針及び対策基準を規定した「広島市情報セキュリティポリシー」に基づき、各システム所管課において、システム毎に「情報セキュリティ実施手順」を定め、総合的かつ計画的に実施している。

大規模災害発生等に備え、基幹系システム、一部のフロント LAN 系システム及び庁内 LAN 系システム等は、堅牢なデータセンターに設置しており、データ滅失防止と安定稼働のため必要な対策を講じている。現在運用しているデータセンターは、震度 6 強の耐震性能を有し、震度 7 でも倒壊しない構造である。また、二重の防水扉や想定される津波浸水深より上階に位置し、津波等から機器を防御している。停電時は、停電と同時に無停電電源装置により 20 分間電力供給し、その後は自家発電設備により無給油で 40 時間以上の電力供給が可能である。

データの冗長化については、ストレージ装置の冗長化、データバックアップ、遠隔地保管等の対策を講じている。

また、拠点間の通信回線を二重化することで、一系統に障害が発生しても、もう一系統が稼働を続けることでシステムが全面的に停止することを防いでいる。

業務継続体制については、「広島市情報システムに係る継続・復旧計画（ICT-BCP）」を定め、非常時優先業務を遅滞なく遂行するために、必要な情報システムを中断させず、中断してもできるだけ早期に復旧させることとしている。

さらに、代替施設で業務を行う場合に備え、システムが継続的に利用できるように、広島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和 4 年度～令和 7 年度）に基づき、情報システム・情報通信基盤の強化の取組として、「庁内 LAN におけるテレワーク機能の強化検討」及び「庁内 LAN の無線環境整備」を推進している。

(2) 対応策

大規模災害発生時においてもシステムを継続使用するため、各システム所管課は以下の対応を実施する。

ア 情報セキュリティ事故発生時の初動対応

情報セキュリティ事故が発生した場合、「情報セキュリティ事故、情報システム誤操作等報告書」により、PMO（情報政策課情報監理担当）に事故の概要、原因調査、被害の状況等を報告し、必要に応じて市民や報道機関へ情報提供等を行う。

イ システムの復旧

システムが停止した場合、「広島市情報システムに係る継続・復旧計画（ICT-BCP）」に基づき復旧対応を実施する。

システムの運用・保守を民間事業者等に委託している場合は直ちに復旧を要請する。

平常時においては、大規模災害発生時に速やかに復旧できるよう、毎年度、委託事業

者の復旧体制及び連絡体制を確認するとともに、訓練を実施し、復旧体制を確保する。また、契約前に委託事業者を選定する際に、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結する。外部サービスを利用する場合には、選定時に必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、大規模災害発生時における早期の復旧体制を確保する。

職員が復旧作業をする場合は、平常時から復旧マニュアルを作成し、関係職員に周知するとともに、訓練を実施し、復旧体制を確保する。

ウ システムの停止に伴う代替手段等の周知

システム停止後速やかに、システムが停止している旨、原因、復旧予定時間、代替手段（紙帳票や Excel ファイルの様式等）等を各システム利用課に周知するとともに、必要に応じて市民にも周知する。

エ 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

平常時は、情報政策課が実施する情報セキュリティ監査において、意見又は指摘を受けた事項について、速やかに改善措置を行い、その結果を情報政策課に報告する。また、「広島市情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、毎年度自己点検を実施する。

6 上下水道

(1) 現状と課題

南海トラフ巨大地震の発生で市役所本庁舎及び各区役所の周辺地域における上水道の断水率は1%前後であるが、断水の可能性はある。

一方、下水道（トイレ等）が利用できない可能性を示す下水道機能支障人口率は22%～63%と高い。

また、市役所本庁舎及び各区役所の庁舎内においても配管や貯水槽等の破損等により上下水道が使用できなくなるおそれがあることから耐震対策等を実施する必要がある。

なお、停電が発生した場合、加圧式の揚水ポンプからの給水が停止するため、高架水槽内の水しか使用できない。

(2) 対応策

大規模災害発生時において生活用水を確保するため、市役所本庁舎及び各区役所の施設所管課は以下の対応を実施する。

ア 配管及び貯水槽等の復旧

大規模災害発生により配管や貯水槽等が被災した場合、速やかに復旧事業者に対して優先復旧を要請する。

平常時においては、大規模災害発生時に速やかに復旧事業者を確保できるよう、本市の小規模修繕契約希望者登録名簿や災害協力事業者名簿等から複数の民間事業者等をリストアップし、連絡体制や復旧体制を確認する。

イ 庁内トイレの使用禁止の周知

下水道が使用できない場合、速やかにトイレの使用を禁止する。上下水道が復旧するまでは、仮設トイレ又は簡易トイレで対応する。簡易トイレの備蓄については、後記9参照

ウ 仮設トイレの設置等

本市と民間事業者5社との「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」（地域防災計画（資料編）参考業二-1参照）に基づき、必要な仮設トイレの設置を要請するほか、設置場所の指示、利用方法の職員への周知等を速やかに行う。

平常時においては、大規模災害発生時に直ちに仮設トイレの設置を要請できるよう、連絡体制を確認するとともに、訓練を実施し、仮設トイレを確保する。

(1) 現状と課題

南海トラフ巨大地震の発生で市役所本庁舎及び各区役所の周辺地域では、都市ガス（低圧ガス）が緊急停止する。都市ガスを使用している庁舎（安佐北区役所以外の庁舎。安佐北区役所はLPガス）では、都市ガスが緊急停止し、給湯及び厨房等の利用が困難となる。

(2) 対応策

大規模災害発生時においてもガスを確保するため、市役所本庁舎及び各区役所の施設所管課は以下の対応を実施する。

ア ガス漏えいの有無の確認

ガス設備には、震度5弱程度の地震が発生した時に、自動的にガスを遮断する機能を有したマイコンメータが設置されているが、遮断されない場合は手動でガスの供給を停止する。

イ 配管及び給湯器等の復旧

大規模災害発生により配管や給湯器等が被災した場合、速やかにガス事業者に対して優先復旧を要請する。

平常時においては、大規模災害発生時に速やかに復旧事業者を確保できるよう、本市の小規模修繕契約希望者登録名簿や災害協力事業者名簿等から複数の民間事業者等をリストアップし、連絡体制や復旧体制を確認する。

(1) 現状と課題

執務室等における地震対策として、書類棚、OA機器、ロッカー等のオフィス家具の固定、設置物の落下防止等の処置を実施している。未実施の箇所においては、地震の発生によりオフィス家具、天井等が転倒・落下・破損し、来庁者・職員等が負傷するおそれがあるとともに、非常時優先業務の迅速かつ的確な実施に支障を来す。

また、地震発生時や停電時には、エレベーターの停止により乗客が閉じ込められるおそれがある。

(2) 対応策

大規模災害発生時において来庁者・職員等の安全を確保し、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施するため、各所属は平常時からもれなく庁舎内に設置しているオフィス家具の固定や設置物の落下防止等の措置を実施する。

また、被害が発生した場合には執務環境を迅速に復旧するため、以下の対応を実施する。

ア 資機材の提供や応援の要請

各所属は、来庁者・職員等が負傷しないよう転倒したオフィス家具や飛散したガラス破片、剥離・落下した天井、家具の内部収納物等の片付け等を行う。必要に応じ自局・区等の業務資源調達担当を通じて業務資源担当課に資機材の提供や応援を要請する。

資機材等の緊急購入にあたっては、本市と民間事業者等が締結している各災害時応援協定及び広島県と民間事業者等が締結している各災害時応援協定に基づき調達する。

イ エレベーターの停止・閉じ込め対策

市役所本庁舎及び各区役所の施設所管課は、エレベーターの保守業者に対し、点検・復旧を要請する。

安全が確認されるまでの間は、職員に対し、各フロア間の移動は階段を利用し、エレベーターの利用は行わないよう周知する。

平常時においては、大規模災害発生時に速やかに復旧できるよう、毎年度、委託事業者の連絡体制や復旧体制を確認するとともに、訓練を実施し、復旧体制を確保する。

また、契約前には委託事業者の緊急時の復旧体制の確保を入札参加資格とする等、大規模災害発生時における早期の復旧体制を確保する。

さらに、平常時から閉じ込め発生時の対応マニュアルを作成し、関係職員に周知する。

9 職員の生活環境（食料、毛布等）

(1) 現状と課題

大規模災害発生後、職員は、職場や被災現場において非常時優先業務を迅速かつ的確に実施することが求められる。そのため、過酷な状況下で長時間にわたり業務に従事する職員の集中力の低下や体力の消耗を補うための職員用の食料や飲料水等を確保する必要がある。

本市では大規模災害発生時に想定される参集職員の備蓄物資を次のとおり整備している。

職員用備蓄物資の数量及び保管場所

備蓄物資		備蓄数量（1人当たり）	備蓄場所
食料	アルファ化米 （アレルギー対応）	11,520食（2食×3日分×1/3=2食）	市役所本庁舎 各区役所 消防局 各消防署 水道局
	クラッカー	17,290食（2食×3日分×2/3=4食）	
飲料水（500ml）		19,200本（4本×1日分=4本）	
簡易トイレ（1セット5回分）		14,400セット（1セット×3日分=3セット）	
簡易毛布		4,800個（1枚）	
生理用品		9,480個（3日分）	

(2) 対応策

大規模災害発生時において職員の食料や飲料水等を確保するため、以下の対応を実施する。

ア 各職員による食料、生活用品の持参

大規模災害発生時に直ちに各職員に十分な食料や飲料水、その他生活用品を配付できない事態を想定し、勤務時間外に発災し参集する際には必要な物資を持参する。

イ 食料等の確保

職員個人で持参できない場合は、職員用の備蓄を供出する。

各所属は、職員用備蓄が不足する場合は、自局・区等の業務資源調達担当を通じて業務資源担当課に食料等の調達を依頼する。

食料等の調達にあたっては、本市と民間事業者等が締結している各災害時応援協定及び広島県と民間事業者等が締結している各災害時応援協定に基づき、食料、飲料水、生活用品等を調達する。

ウ 職員用備蓄物資の拡充

非常時優先業務の長期化や職員のニーズなどを踏まえ、食料、飲料水等の増量や品目の追加など、備蓄物資の拡充を図る。

10 消耗品（コピー用紙・トナー等）

(1) 現状と課題

各所属においては、非常時優先業務に必要な消耗品について、平常時から在庫管理、保管スペースの確保に努めているが、大規模災害発生時に在庫が少ない場合には、初動期において、コピー用紙・トナー等の大量使用により消耗品が不足する。

(2) 対応策

大規模災害発生時において消耗品を確保するため、以下の対応を実施する。

ア 消耗品在庫量の把握・庁内での融通

各所属は、非常時優先業務に必要な消耗品の在庫量を確認し、不足が生じる場合は、自局・区等の業務資源調達担当を通じ、自局内で融通を図る。

その上でさらに不足する場合は、業務資源調達担当は業務資源担当課に消耗品の調達を依頼する。

消耗品の調達にあたっては、本市と民間事業者等が締結している各災害時応援協定及び広島県と民間事業者等が締結している各災害時応援協定に基づき、消耗品を調達する。

平常時においては、非常時優先業務に必要な消耗品に不足が生じないように、常時1か月分以上となるよう在庫を確保するとともに、保管スペースを確保し、必要に応じ保管場所を分散する。

イ 消耗品納入事業者との調整

コピー用紙の単価契約や複合機の保守点検等を契約している場合は、速やかに消耗品の納入や破損した機器の修理等を依頼する。

平常時においては、大規模災害発生時に速やかに納入、修理等ができるよう、毎年度、契約事業者の連絡体制や納入・復旧体制を確認する。また、契約前には契約事業者の緊急時の納入・復旧体制の確保を入札参加資格とするなど、大規模災害発生時における早期の納入・復旧体制を確保する。

また、契約事業者以外で消耗品を緊急購入する場合に備え、各所属において本市の競争入札参加資格者名簿等から複数の民間事業者等をリストアップし、連絡体制や納入・復旧体制を確認する。

第6 業務継続体制の確保等に係る今後の取組

業務継続上の課題に対し、今後取り組む施策について、別表に取りまとめる。

第7 業務継続計画の継続的な改善

1 研修・訓練等（PDCA サイクルによる継続的改善）

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の適切な運用等を図るために、年度当初の危機管理週間等に合わせて、本計画の進行管理を行う。

また、職員一人一人が、大規模災害発生時に担当する役割や人的・物的資源の制約の可能性について、平常時から理解し、大規模災害発生時には直ちに対応できるよう、研修・訓練等を通して職員の能力及び組織的な災害対応能力の向上を図る。

さらに、研修・訓練等により新たな課題の把握に努め、課題の解消に向けた検討を行うとともに、その結果を踏まえて、業務継続計画や各局・区等で定める業務継続マニュアル等の見直しを行う。

2 課題解決に向けた協議・調整

業務継続に関する課題解決に向けて関係部局間で十分な協議・調整を行うため、関係課長で構成する「業務継続連絡調整会議」を設置する。

3 市役所本庁舎及び各区役所以外の庁舎の業務継続マニュアル等の検討

業務継続計画は、市役所本庁舎及び各区役所における業務継続を図るために策定した計画であることから、出先機関が入居するその他の庁舎においては、本計画を参考に、庁舎毎の業務継続マニュアル等を別途定める必要がある。その策定の際には、施設所管課は、国から公表されている庁舎等の業務継続に関するガイドライン等を参考にして人的・物的資源の確保に係る手順や対策等について詳細に検討を行う。

【参考】

- 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府）
- 地方公共団体の業務継続（内閣府）
- 業務継続に関連するリンク集（内閣府）※国外を含めた様々なガイドラインや計画等が整理されている。
- 地方公共団体における ICT 部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン（総務省）

- 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（国土交通省）
- 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン（国土交通省）
- 地下空間における浸水対策ガイドライン（国土交通省）

4 国・県等との連携

大規模災害発生時において、人的・物的資源の確保を図り、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施するためには、国、県、その他関係機関との連携が必要不可欠である。そのため、平常時から訓練等を通じて、連携体制を確認するとともに、締結している各災害時応援協定等が有効に機能するか検証し、見直しを行う。

【参考資料】過去の災害で発生した他都市の被害状況等の事例

(内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き事例集（災害対応編）（令和5年5月）」より）

事例1 <阪神・淡路大震災（震度7）：H7.1.17 5:46 発生>

[神戸市役所]

- ・ 発災当日は約41%の職員しか登庁できなかった。
- ・ 庁舎の2号館では、6階部分の層崩壊等により地震直後から全面的な立ち入り禁止措置がとられたため、地震直後は図面や書類等の搬出も不可能であった。そこで、2月上旬に貿易センタービル（土木局）、サンボーホール（都市計画局と住宅局の大半）、シオノギビル（水道局）、神戸市教育会館（下水道局）に分散移転した。

事例2 <阪神・淡路大震災（震度6～7）：H7.1.17 5:46 発生>

[西宮市役所]

- ・ 被害が顕著であったのは高層棟部分で、特に7階に被害が集中し、建物中央部の耐震壁と付帯する柱や建物外周の多くの柱に大きな損傷を生じ、6階・8階でも柱や壁が損傷を受けた。このため、大きな被害を受けた6階以上を立ち入り禁止とした。
- ・ 5階以下についても、損傷の度合いは小さかったものの、耐震壁や柱に被害が生じた。
- ・ ボイラー煙道の埋没や冷却塔の倒壊により冷暖房設備が稼動不能となり、建物中央部耐震壁の破壊により、地下1階～地下2階間の荷物用エレベーター以外のエレベーター（5基）の運行が不能となった。

事例3 <東日本大震災（震度5強以上）：H23.3.11 14:46 発生>

[福島県庁]（1954年竣工、震度5強）

- ・ 庁舎は、震度6以上の地震で倒壊・崩落の可能性が高いと診断されていたため、地震発生後に全職員が避難したことを確認した後に立ち入り禁止となった。
- ・ そのため隣接する耐震性の高い県有施設「自治会館」3階の会議室に特設の対策本部を設置し、県内の被害状況などの情報収集にあたった。

[郡山市役所]（1968年竣工、震度6弱）

- ・ 屋上のペントハウス（展望室）は柱が損壊し傾斜。各階の窓ガラスの破損や天井の一部が落下した。

[須賀川市役所]（1969年竣工、震度6強）

- ・ 市役所本庁舎は、地震の影響により損傷が激しく、倒壊のおそれがある極めて危険な状況であったため、臨時的に災害対策本部を市体育館に設置し対応した。

[水戸市役所]（1972年竣工、震度6弱）

- ・ 通路に大きな段差や水漏れ。壁に亀裂が入ったり、はがれ落ちたりした。
- ・ 3月14日から窓口業務を市民会館で実施。納税や各種証明の発行、転入学手続き、公営住宅のあっせん、し尿、水道料金の支払い、市民相談などのため連日、多くの市民が訪れた。
- ・ 25日午前10時時点で、産業経済部の商工課、観光課、農政課は青柳町の公設地方卸売市場に移転。同じ部の都市計画課と公園緑地課は千波町の市公園協会、市街地整備課は常澄庁舎に分散した。

[北上市役所]（1973年竣工、震度5強）

- ・ 無数のひび割れ、壁のはく離・崩壊、ガラス破損があり、市民ホールの天井が崩落した。

事例4 <東日本大震災（震度6弱以上・大津波）：H23.3.11 14:46 発生>

[宮城県庁・地方事務所]

- ・ 宮城県には、地方事務所が7つあるが、石巻と気仙沼の2つの地方事務所が壊滅状態（ライフライン含めて）となり、仮事務所で執務を行うこととなった。
- ・ 執務時間中であったため、職員の参集の必要がなかった。今回の震災が閉庁時に起こった場合、どれくらいの職員が参集できるのか想像もできない。
- ・ 停電の影響もあり、出張中あるいは休暇中の職員の安否確認には、大変手間取った。
- ・ 基地局が崩壊し、通信機能が麻痺した。電源がないと何もできないことを実感。発電機等電源の確保対策が必要と感じた。
- ・ 避難所として指定されていない県庁舎に避難者が集まってきた。避難者への対応は全く想定外。また、職員への食料を全く想定していなかった。
- ・ 人材をどのように確保するかが、一番重要。通常業務を休止し、応急復旧業務へ回した。通常業務は、発災直後には考えられない。庁内の業務の把握は一切できなかった。

事例 5 <熊本地震（震度 7、震度 6 強、6 弱）：H28. 4. 14～4. 16 発生>

[熊本県庁]

- ・ 地震発生に伴うエレベーター停止のため、高層階に設置された災害対策本部への往来に支障があった。
- ・ 災害対策本部内の業務について、役割分担が一部不明確であったり、職員間で認識の相違が発生した。
- ・ 災害対策本部会議運営に、多くのマンパワーを要したため、他の本部業務に支障が生じた。
- ・ 県内外からの問合せ等が、市町村からの被害情報の収集や関係機関と救助活動を行う防災センター（災害時優先電話を含む）にも集中し、災害対応に支障が生じた。
- ・ 庁内及び振興局等の間での情報収集・共有が困難な場面も発生した。
- ・ 情報提供の手法や体制が確立されていなかったため、効果的な情報提供や取材対応ができない場面も存在した。
- ・ 震災業務が一部所属に過度に集中し、業務執行に支障が生じる場面もあるなど、所属間での業務の偏りが発生した。

事例 6 <令和 2 年 7 月豪雨：R2. 7. 3～7. 31>

[八代市役所]

- ・ 7 月 4 日、午前 6 時 40 分頃、市ネットワークに障害が発生したため、県に対し避難指示等の代行発信を依頼し、午前 9 時 50 分頃に避難指示（緊急）が発令された。防災行政無線は本庁舎から各支所等へのセンター間を八代地域イントラネット網で結んでいたが、この回線の寸断によって本庁舎と支所等間の通信が途絶えてしまった。さらに坂本支所のセンター施設（親機）が水没したため、防災行政無線の機能が喪失した。
- ・ 市内の山間部や河川上流側の一部地域が甚大な被害を受けており、BCP は発動されていたが、市の中心部は被害を受けていなかった。そのため、平常時と同様の来庁者対応が発生し、その対応に追われ、部署によって一部の非常時優先業務を遂行できない状況となった。また、担当部署が明らかになっていない業務があり、迅速な災害対応に支障が生じた。